

# 狂犬病ってなあに？

4月～6月は  
犬の狂犬病予防注射接種期間です！

## ○狂犬病って人の病気？犬の病気？

狂犬病は、人や犬を含めたすべての哺乳類がかかる病気（感染症）です。狂犬病にかかった動物にかまれることなどによって人にも感染します。人が感染し発症すると、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。

## ○狂犬病って昔の病気でしょ？

日本では1950年に狂犬病予防法を制定し、犬の登録や予防注射、野犬の管理、検疫などを徹底することで、国内から狂犬病を撲滅しました。しかし、世界に目を向けると狂犬病の発生がない国はごくわずかで、いまだに世界では毎年約6万人が狂犬病で亡くなっています。輸入される動物などを介して、海外から狂犬病が侵入する危険は常にあるため、万一の侵入に備えた対策が重要です。

## ○狂犬病予防のために犬の飼い主は何をすればいいの？

- ① 犬の登録 … 犬を飼い始めたら、村役場で犬の登録の手続きをし、鑑札を貰いましょう。
- ② 狂犬病予防注射 … 犬を飼い始めて30日以内（次年度からは毎年4月～6月）に予防注射を受けさせ、注射済票をもらいましょう。
- ③ 鑑札・注射済票の装着 … 鑑札・注射済票は犬への装着が義務付けられています。



## ○海外渡航時に注意することは？

海外で犬や猫、野生動物にむやみに近づいたり、エサをあげるのはやめましょう。動物にかまれてしまったら、すぐに傷をきれいな水とせっけんで洗い、できれば消毒しましょう。なるべく早く現地の病院を受診し、動物にかまれたことを伝えましょう。心配があれば、帰国時に空港や港の検疫所に相談しましょう。



狂犬病流行地で動物と接する機会が多い方は事前にワクチンを接種することをおすすめします。

編集後記  
Vol.3

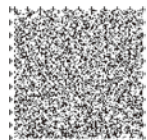
三宅島も春を迎え、穏やかな季節になりました。春といえば桜を連想する方も多いのではないでしょうか。三宅島には早咲きの桜として河津桜が咲いているところがあるようです。そして春本番の今は、オオシマザクラが開花しています。桜のある景色を見ていると心がなごみます。これからも三宅島の自然を堪能し、散策しながら三宅島の魅力を発見していきたいです。

## お知らせ

- ◆ 便検査（赤痢菌・チフス菌・パラチフス菌・その他サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌O157）※検査は有料です。  
4月8日（火）・22日（火） / 5月13日（火）・20日（火） / 6月3日（火）・17日（火） 受付時間：9:00～12:00
- ◆ 肝炎ウイルス検査、HIV抗体検査、性感染症検査（梅毒・クラミジア）を無料で行っています。（予約制）  
4月9日（水） / 5月14日（水） / 6月11日（水） 事前に保健師にご相談ください。

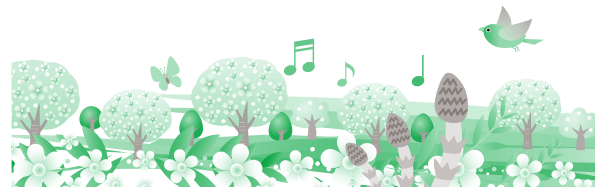
【連絡先】島しょ保健所三宅出張所  
月～金曜日8時30分から17時00分（祝・休日は除く）  
TEL 04994-2-0181 FAX 04994-2-1009

※石油系溶剤を含まないインクを使用しています。



古紙配合率100%

リサイクル適性 (A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。



2025年  
春号  
No.359

登録(06)1号

# 保健所だより

東京都島しょ保健所三宅出張所 〒100-1102 東京都三宅島三宅村伊豆1004番地  
TEL. 04994 (2) 0181 FAX. 04994 (2) 1009

## 島しょ保健医療圏「地域保健医療推進プラン」を改定しました！

島しょの保健所、町村、保健・医療・福祉の関係者等が地域の保健医療を総合的に推進するためのプランを改定しました。

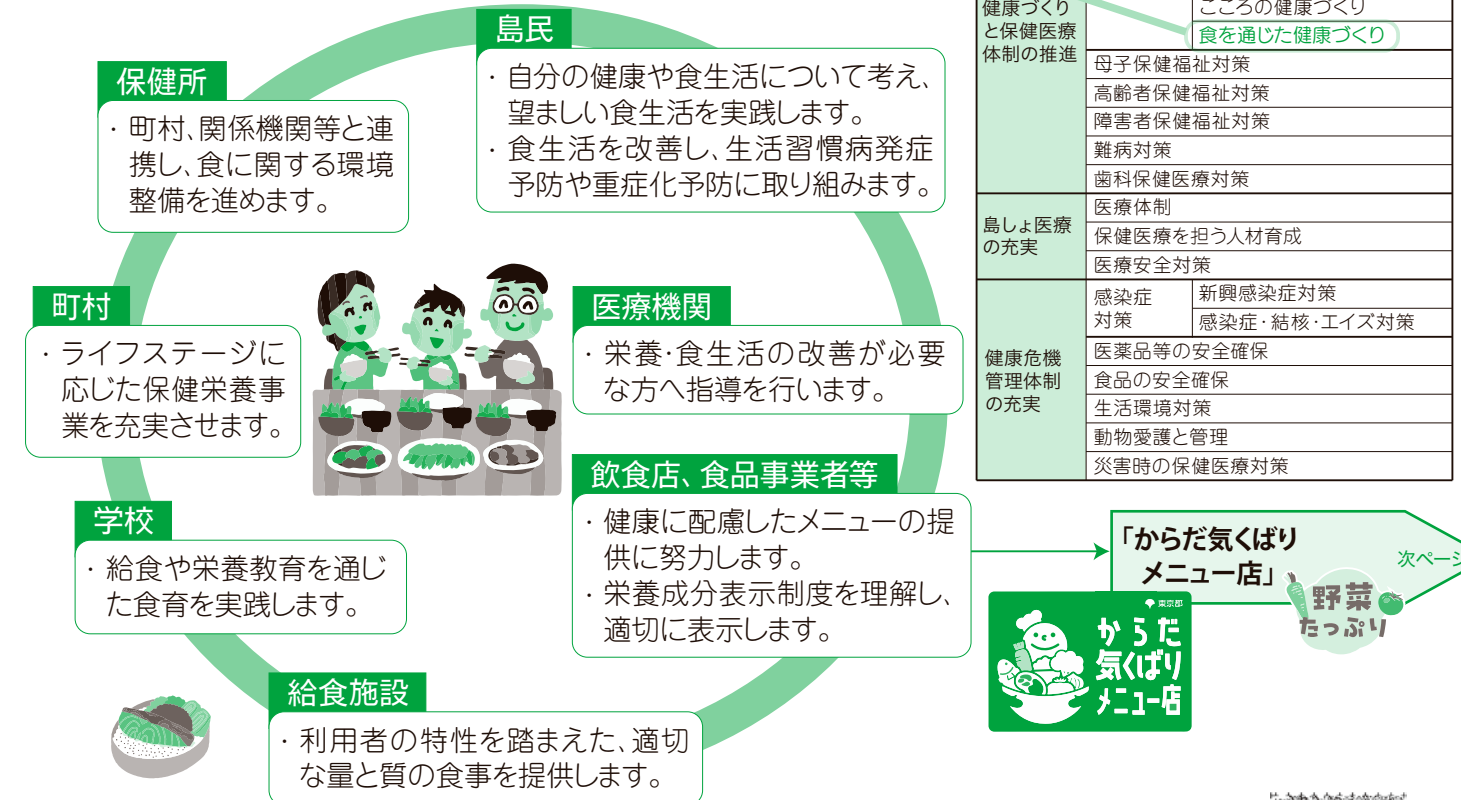
保健所や町村の施策の推進目標、関係者の活動の指針、そして島民の皆さまにとっては自主的・積極的な健康づくりの方向性を示すものです。

島民、関係者、行政が一体となって目標達成を目指します。

プランでは20のテーマについて、現状と課題、方針と取組をまとめています。例えば「食を通じた健康づくり」では、以下のようなものです（一部抜粋）。

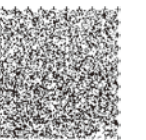
### 食を通じた健康づくり

＜基本方針＞望ましい食習慣を身につけた人の増加をめざし、栄養・食生活に関する知識・実践方法の普及啓発に取り組みます。



皆が健やかに暮らせるよう、自分ができるものから取り組みましょう。

視覚障がい者の方のための音声コードです。



# からだ気くばりメニュー店に行ってみませんか？

東京都では都民の皆様の健康づくりのために「適切な量と質の食事をする人を増やす」ことを目標に、野菜たっぷり、栄養バランス、減塩を意識した食事をする都民を増やす取組を行っています。

「最近、野菜をあまり食べていないな…」「自炊すると、好物ばかりで栄養が偏ってしまう…」そんなお悩みはありませんか？健康に配慮したメニューを提供する「からだ気くばりメニュー店」をぜひご利用ください。

## からだ気くばりメニュー店とは？

「からだ気くばりメニュー店」では、以下の①～③のいずれか1つ以上の取組を行っています。



①

1食当たり、120g\*以上の野菜を使用したメニューを提供している。  
\*1日の野菜摂取目標350gの約1/3です。



②

主食・主菜・副菜が揃った1食分のメニューを提供している。



③

減塩に配慮したメニューや工夫がある。  
(1) 減塩食材を使用するなど、減塩に配慮している。  
(2) 減塩調味料やかけ過ぎを防止する調味料入れ（滴下タイプやスプレータイプなど）を設置している。  
(3) ドレッシングやソースなどの調味料をかけずに別添えて提供できる。（弁当及びセルフサービスを除く）  
(4) 注文時に汁物や漬物を減らす、またはキャンセルできる。



お店の一覧や取組内容などの詳細はこちらから ▶ **島しょ からだ気くばり** で 🔍検索 または、こちら

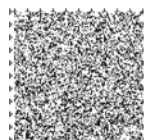
## 飲食店の事業者の皆様へ

### からだ気くばりメニュー店になりませんか？

上記の①～③のうち、1つ以上を実施しているお店であれば、お申込みいただけます。

お申し込みいただいたお店には、東京都の広報物やホームページで店舗情報を紹介し、都民の皆様にPRします。また、都内のウォーキングコースを集めたポータルサイト「TOKYO WALKING MAP」に店舗情報を掲載します。

詳しい申込方法は、島しょ保健所三宅出張所栄養士までお問い合わせください。



## 健康づくり応援ガイド

### 今、できることから始める健康づくり



東京都のホームページでは、「健康に気を付けたけれど、何をしたらいいのかわからない…」という方のために、健康づくりのためのポイントを紹介しています。

今すぐできる実践方法が提案されています。日々の食事を見直すきっかけとして、ぜひご活用ください。

**健康づくり応援ガイド** で 🔍検索 または、こちら ▶



## 島しょ保健所三宅出張所の主な業務を紹介します！

島しょ保健所三宅出張所では、医師、保健師、臨床検査技師、放射線技師、管理栄養士、衛生監視（食品、環境）、獣医師、事務の計9職種の職員で業務を行っています。お気軽にご相談ください。

保健所



### 地域保健推進に関すること

#### 1. 広報および普及啓発

保健所だよりの発行（年4回、全戸配布）、ホームページでの情報発信等を行っています。

### 感染症・精神保健・難病・小規模企業健診等に関すること

#### 1. 感染症・エイズ対策

感染症予防の普及啓発、感染症週報の公表、感染症発生時の調査や指導助言等を行っています。

- ・肝炎ウイルス検査、HIV抗体検査、性感染症検査（梅毒・クラミジア、淋菌）
- ・便検査（赤痢菌・チフス菌・パラチフス菌・その他のサルモネラ菌・腸管出血性大腸菌O157）

#### 2. 結核対策

結核と診断された方への療養・服薬支援、服薬終了後の経過観察、接触者健診を行っています。

#### 3. 精神保健福祉対策

心の健康に関する相談を行っています。

#### 4. 特殊疾病（難病）対策

在宅療養中の方が安心して療養生活を送るために、療養上の相談を行っています。

#### 5. 母子保健

障害のあるお子さんに関する相談を行っています。

#### 6. 小規模事業所の健康診断（小規模企業健診）

小規模事業所の定期健康診断を行っています。 ※令和7年度分の予約受付は終了しています。



### 食品衛生・保健栄養・環境衛生・動物愛護に関すること

#### 1. 食品衛生

飲食によって発生する危害を防止し、地域住民の健康を守る業務を行っています。

- ・食品関係事業所（飲食店・食品製造施設・食品販売施設等）の営業許可・届出等に関する業務
- ・食中毒等の調査及び検査等

#### 2. 保健栄養

給食施設への栄養管理等に関する指導や助言、栄養成分表示に関する相談等を行っています。

#### 3. 環境衛生

生活衛生関係施設等に関する許可・届出、監視指導、健康危機対応等を行っています。

- ・旅館業施設（旅館・ホテル、簡易宿所）、公衆浴場、興行場、温泉、理容所・美容所、クリーニング所、プール、貯水槽水道施設、墓地・納骨堂・火葬場等
- ・衛生害虫（主に感染症を媒介するもの）に関する相談・助言



#### 4. 動物愛護管理

動物（ペット）の適正な飼養や動物由来感染症に関する普及啓発、苦情相談対応等の動物愛護管理業務や犬の逸走対応、化製場法の許可施設に対する監視指導業務等を行っています。

（注：飼い犬の登録及び狂犬病予防注射に関する業務は各村役場の業務になっています。）

### 医事・薬事に関すること

#### 1. 医事衛生

診療所・施術所等の許可や立入検査、医療資格者の免許申請等に関する業務を行っています。

#### 2. 薬事衛生

薬局・医薬品販売業等の許可、毒物劇物販売業等に関する業務を行っています。

